

大阪市北区地域福祉計画(第2期)の構成について(案)

第1章 第2期計画の策定にあたって

①計画策定の目的

現行の第1期計画が平成31年度で終了することから、計画の位置づけや基本的な考え方を継承しつつ、これまでの取組の成果や継続して取り組むこと、さらに、地域福祉を取りまく新たな課題などに対応するために、第2期計画を策定します。

②計画の位置づけ

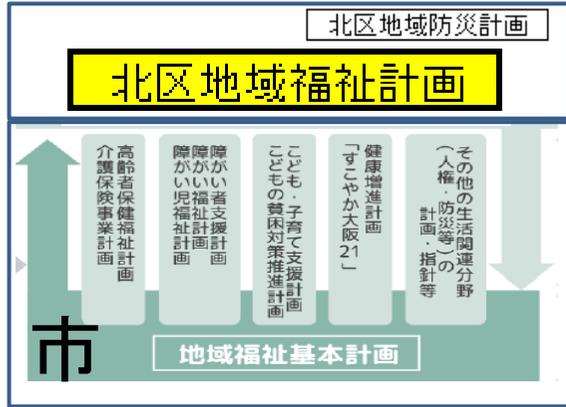
社会福祉法(第107条)に基づく市町村地域福祉計画として、行政と市民・団体等が協働して推進するうえでの基本計画であり、地域福祉に関連するさまざまな計画と連動して策定、推進することで、区民の生活に広く関わる地域福祉を効果的にすすめる指針となる計画。

③計画の期間

2020(令和2)年度～
2024(令和6)年度までの5年間

④計画の推進・評価の体制

計画の活動や取組を着実に推進していくために、地域福祉推進会議においてPDCAの考えに基づいて、推進評価を行います。



第2章 北区の現状と課題

①北区の概要と特性・・・別紙

②第1期計画における成果と課題

・「まちともサービス」による助け合いの活動が進み、CSW・SSW・地域福祉コーディネーター等の配置により相談体制が充実しつつある。一方で相談支援機関の認知度向上等が課題となっている。

・小地域福祉活動計画の策定地域が広がり、計画に基づく効果的な活動が行われている。一方で地域活動の携わる方の高齢化や担い手不足、地域情報の周知広報の充実等が課題となっている。

・災害時にも支え合えるつながりづくりの取り組みとして、要援護者名簿の地域提供や防災訓練、研修等の取り組みが進んでいる。一方で訓練の充実や日常的な見守り活動の強化等が課題となっている。

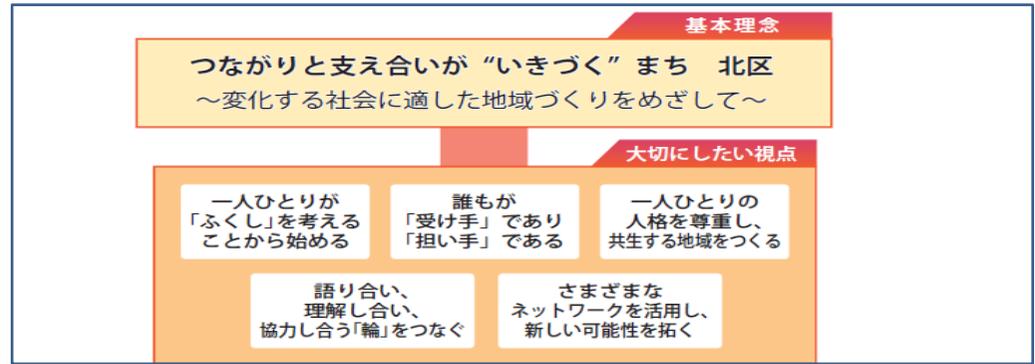
・福祉教育の実施により、学校・地域・企業団体等での福祉への理解やボランティア活動への参加、理解が進んできている。取り組みの継続や参加へのきっかけづくり、活動の場の充実等が課題となっている。

・認知症メールや防災パートナーをはじめ様々な場面で、多くの企業や事業所との連携や協働が進んできている。さらなるネットワークの拡充や地域ニーズに対応した取組の継続等が課題となっている。

第3章 計画の基本方針

◆2期計画でめざすもの

こどもから高齢者、障がいのあるかたなどを含めて、主人公である住民がいつまでも安心して暮らし続けることができるまちづくりのために、支える人も支えられる人もみんなの支え合いの輪が広がっていくことが大切と考えます。北区の未来に向けて、みんなと力を合わせて一緒にすすめていくことをめざします。



◆2期計画にあたっての新たな要素(案)

- ①まちの変化と多様化する福祉ニーズへの対応
- ②複合的な課題等を抱えた人への支援
- ③権利擁護支援体制の強化

◆取り組みの柱(案)

1、“きめの細かい”相談・支援サービス

- ・困りごとや不安があった時に相談しやすい窓口
 - ・アウトリーチによるニーズの発見と包括支援
 - ・専門職による地域福祉活動
 - ・支え合いによる生活支援サービス
 - ・成年後見制度等の利用促進 など
- キーワード:身近な相談窓口、生活支援、生活困窮、権利擁護など

2、地域でつながり支え合えるしくみづくり

- ・小地域福祉活動計画に基づく計画的効果的な活動推進
 - ・地域での居場所づくり
 - ・災害時における要援護者支援
 - ・日常的な見守りの強化
 - ・防災や防犯の取り組み
 - ・活動の担い手の発掘、人材育成支援
 - ・地域と企業事業所等の連携、協働
- キーワード:小地域活動、居場所、人材育成、防災・防犯、企業等との連携協働など

3、ふくしのまちづくり学習

- ・学校、地域、企業等での福祉教育
 - ・ボランティアの育成、確保
 - ・地域福祉活動の担い手づくり
- キーワード:福祉意識、ボランティア、福祉人材、サポートの輪、地域理解など